

有限会社 中山ボーリング 御中

検 査 報 告 書

高 畠 温 泉 温 泉 分 析 書

平成16年11月

濃度計量証明事業所 山形県第8号



株式会社 丹 野

〒990-2431 山形市松見町12番3号

TEL 023(641)1141(代)

FAX 023(641)0825

温泉分析書

分析依頼者 住所 山形県上山市中山5309番地の62

氏名 桜井 考一

高島温泉 (源泉名 入生田源泉)

1 湧出地 山形県東置賜郡高島町大字入生田字川原2178									
2 湧出地における調査及び試験成績 (平成 16年 10月 27日 11時 30分)									
(1) 泉温		50.8 °C		天候		曇 気温 9 °C			
(2) 知覚的試験 無色清澄にして硫化水素臭と塩味を有する。									
(3) 湧出状況 掘削動力揚湯									
(4) pH 値 8.3									
3 試験室における試験成績 (平成 16年 10月 27日 ~ 11月 11日)									
(1) 密度 1.0008 (20°C)									
(2) 蒸発残留物 646.0 (mg/kg) (180°C)									
(3) 知覚的試験 無色清澄にして硫化水素臭と塩味を有する。									
(4) pH 値 8.1									
4 試料1kg中の成分、分量及び組成									
(1) 陽イオン		ミクログラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)	(2) 陰イオン		ミクログラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
リチウムイオン (Li ⁺)	0.2	0.03	0.29	フッ化物イオン (F ⁻)	3.6	0.19	1.77		
ナトリウムイオン (Na ⁺)	198.4	8.63	82.98	塩化物イオン (Cl ⁻)	204.4	5.77	53.67		
カリウムイオン (K ⁺)	4.5	0.12	1.15	臭化物イオン (Br ⁻)	0.2	0.00	0.00		
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	0.8	0.07	0.67	ヨウ化物イオン (I ⁻)	0.2	0.00	0.00		
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	30.3	1.51	14.52	硫化水素イオン (HS ⁻)	1.1	0.03	0.28		
アルミニウムイオン (Al ³⁺)	0.1	0.01	0.10	硫化物イオン (S ²⁻)					
鉄(II)イオン (Fe ²⁺)	0.7	0.03	0.29	チオ硫酸イオン (S ₂ O ₃ ²⁻)					
				硫酸水素イオン (HSO ₄ ⁻)					
				硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	33.7	0.70	6.51		
				炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	235.3	3.86	35.91		
				炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	5.7	0.19	1.77		
				リン酸水素イオン (HPO ₄ ²⁻)	0.4	0.01	0.09		
計	235.0	10.40	100	計	484.6	10.75	100		
(3) 遊離成分									
① 非解離成分		ミクログラム (mg)	ミリモル (mmol)	② 溶存ガス成分		ミクログラム (mg)	ミリモル (mmol)		
メタケイ酸 (H ₂ SiO ₃)	28.3	0.36	遊離二酸化炭素 (CO ₂)	2.9	0.07				
メタホウ酸 (HBO ₂)	1.6	0.04	遊離硫化水素 (H ₂ S)	0.1	0.00				
メタ亜ヒ酸 (HAsO ₂)	0.7	0.01	計	3.0	0.07				
			成分総計	: 753.2 mg/kg					
			(4) その他の微量成分						
			マンガンイオン	0.03mg/kg	亜鉛イオン	0.01mg/kg			
計	30.6	0.41							
(5) 溶存物質 (ガス性のものを除く): 750.2 mg/kg									
5 泉質 単純温泉 (低張性弱アルカリ性高温泉)									
6 禁忌症、適応症 (「温泉分析書別表」中5に記載する)									

分析書作成年月日 平成16年11月11日

登録分析機関名

株式会社 丹野

登録番号

温泉分析山形第3号



温泉分析書別表

(平成16年11月11日 温泉-0009)

1	源泉名	入生田源泉
2	源泉所在地	山形県東置賜郡高島町大字入生田字川原2178
3	温泉分析申請者	桜井考一
4	泉質	単純温泉 (低張性弱アルカリ性高温泉)
5	泉質別適応症・禁忌症等	
	浴用の適応症	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進
	浴用の禁忌症	急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)
	飲用の適応症	
	飲用の禁忌症	
	浴用、飲用の一般的注意事項	
	(1) 浴用上の注意事項	
	ア	温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を一日当たり一回程度とすること。その後は一日当たり二回ないし三回までとすること。
	イ	温泉療養のための必要期間は、おおむね二ないし三週間を適当とすること。
	ウ	温泉療養開始後おおむね三日ないし一週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
	エ	以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。 (ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは三分ないし十分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。 (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。 (ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。 (エ) 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。 (オ) 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。 イ 高度の動脈硬化症 ロ 高血圧症 ハ 心臓病 (カ) 熱い温泉に急に入ると、めまい等を起こすことがあるので十分注意をする。 (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。 (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。
	(2) 飲用上の注意事項	
	ア	飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。
	イ	温泉飲用の一回の量は一般に100mlないし200ml程度とし、その一日の量は、「温泉利用基準(昭和61年7月14日付環自施第244号環境庁自然保護局長通知)」の「第二 飲用利用基準」に基づき決定された量とすること。
	ウ	強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉は、その泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。
	エ	以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。 (ア) 一般には食前三十分ないし一時間がよい。 (イ) 含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は、食後飲用する。含鉄泉飲用の直後には茶、コーヒーなどを飲まない。 (ウ) 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

(注) この別表は、温泉法第13条による掲示に必要な参考資料となるものであり、禁忌症、適応症等については、温泉法第12条の利用許可並びに第13条の掲示と直接結びつくものではない。